

とよしん後見支援預金

後見支援預金は、後見人が家庭裁判所の「指示書」に基づいてのみ入出金できる普通預金で、被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭は、後見人自身で管理し、残額を後見支援預金として家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座で管理するものです。

【商品概要】

ご利用いただける方	家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。	
期間	期間の定めはありません。	
預入	家庭裁判所の「指示書」の金額に基づき預入いたします。 ATMによる入金は不可で口座開設店の窓口のみの取扱いとなります。	
払戻	家庭裁判所の「指示書」の金額に基づき払戻いたします。 口座開設店の窓口のみの取扱いとなります。 「指示書」に基づいた自動振込サービスによる振込も可能です。	
利息	適用金利	普通預金利率（店頭表示金利を適用します。） ただし、無利息型普通預金は、無利息となります。
	利払方法	年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。
税金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	口座開設手数料 10,000円（税別） 口座管理手数料 年間3,000円（税別）（口座開設の翌年度を初回とします。） 所定の振込手数料、自動振込サービスの振込手数料がかかります。	
ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none">●登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本）●成年後見人の印鑑証明書●家庭裁判所が発行した口座開設にかかる「指示書」●成年後見人のご本人確認書類●預金取引のご印鑑●初回預入金（「指示書」記載金額と同額）	
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none">●キャッシュカードの発行はできません。●「総合口座」のお取扱いはできません。●マル優のお取扱いはできません。●本預金は口座開設店のみお取扱いです。●原則、現金でのお支払いはできません。●預金保険制度の対象です。	

